

事務連絡
令和4年11月9日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

新型コロナウイルス抗原検査キット（医療用及びOTC）
取扱い薬局・店舗の情報提供について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数は一定程度で推移しているところですが、第8波到来も示唆されており、その際には新型コロナウイルス抗原検査キット（医療用及びOTC）の需要も拡大することが想定されます。一方、第7波の際には、どこで販売しているかわからないという声も多く聞かれました。

このため、第8波の際に、必要とする国民が容易に新型コロナウイルス抗原検査キット（医療用及びOTC）を入手できるよう、当該キットを取り扱う薬局・店舗の情報をとりまとめ、国民にわかりやすく案内することといたします。

つきましては、貴会並びに貴会会員に対し、下記のとおり新型コロナウイルス抗原検査キット（医療用及びOTC）の取扱薬局・店舗の情報の提供についてご協力をお願いいたします。

記

第1 取扱薬局・店舗の情報のとりまとめについて

- (1) 新型コロナウイルス抗原検査キット（医療用及びOTC）の取扱薬局・店舗の情報については、別紙様式に、例を参考に記載し、提供してください。

提供に当たっては、日本薬剤師会にとりまとめの事務をお願いいたします。提出先や提出期限等の詳細については、日本薬剤師会から案内をお願いいたします。

- (2) 厚生労働省のHPにおいて、ご提供いただいた取扱薬局・店舗の情報の

一覧をリスト及びマップ上に掲示したものを掲載します。

この一覧に掲載されていることをもって、当該薬局・店舗に常に新型コロナウイルス抗原検査キットの在庫が確保されていることを求めるものではありません。HPにおいては、掲載薬局・店舗に必ず検査キットがあることを保証するものではないこと、在庫状況は常に変動するため購入の際には電話等で確認することを推奨すること、及び年末年始は営業時間が異なる場合があるため電話等で確認することを推奨する旨を記載します。積極的な情報提供をお願いいたします。

第2 抗原検査キットの販売に関する情報提供について

- (1) 薬局・店舗販売業においては、第8波に備え、積極的に抗原検査キットを取り扱っていただくとともに、「新型コロナウイルス感染症流行下における薬局での医療用抗原定性検査キットの取扱いに関する留意事項について」（令和3年11月19日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、同省医薬・生活衛生局総務課及び同局監視指導・麻薬対策課連名事務連絡）においてお示ししたとおり、入手を希望する者が当該薬局・店舗で医療用抗原検査キットを取り扱っていることをより認識しやすくするような対応をお願いします。